



鳥取県公報

平成28年 8 月19日（金）
号外第 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（539）（水産課） 2
-------	------------------------------	---------

告 示

鳥取県告示第539号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年 8 月 19 日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 8 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率						1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率					
漁業近代化 資金の種類	利子補給率					漁業近代化 資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第 2 条 第 2 項 第 1 号 から第 4 号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 （令第 5 条に 規定す る団体 に 限 る。） に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 2 号及び 第 4 号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第 1 項第 6 号から 第 10 号 までに 掲げる 者（同 条第 10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 6 号から 第 10 号 までに 掲げる 者（同 条第 10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合		法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 6 号から 第 10 号 までに 掲げる 者（同 条第 10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	漁業近代化 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第 2 条 第 2 項 第 1 号 から第 4 号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融	法第 2 条第 2 項第 5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 （令第 5 条に 規定す る団体 に 限 る。） に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第 2 条第 2 項第 2 号及び 第 4 号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第 1 項第 6 号から 第 10 号 までに 掲げる 者（同 条第 10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第 5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合

	通法施行令 (昭和44年政令第209号。以下略という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
2 略				

	通法施行令 (昭和44年政令第209号。以下略という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
2 略				